

6 申請から補助交付までの流れ

(1) 申請期間

令和7年4月1日（火）～令和7年6月2日（月）（当日消印有効）

(2) 申請方法

窓口持参（高松市役所 7 階産業振興課）又は郵送

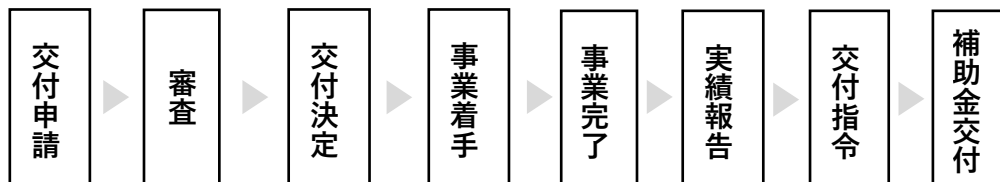
窓口受付時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで

※原則、代理申請は認められません。代表者又は従業員（窓口持参の場合、社員証等の提示で従業員であることを確認できる方）が手続きしてください。

(3) 採択予定件数

4 件程度

(4) 流れ



留意事項

- ・ 交付/不交付の決定時期は、令和7年7月上旬頃を予定しています。（審査の進捗により前後する可能性がありますのであらかじめ御了承ください。）
- ・ 交付決定日前に契約、発注、納品、支払等を行った場合は、その経費について、補助金を受けることができません。
- ・ 補助事業の変更（需要開拓促進事業（研究開発）補助金交付要綱第 12 条に規定する軽微な変更の場合を除く。）をしようとするときは「変更申請」、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは「中止（廃止）申請」が必要です。必要書類等の案内がありますので、必ず、事前に高松市産業振興課まで連絡してください。また、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由等を高松市産業振興課に報告してください。
- ・ 実績報告は、事業の完了日から 20 日以内又は令和 8 年 2 月 28 日のいずれか早い日までに提出する必要があります。

(5) 審査

- ・ 交付申請後、以下の基準等に基づき審査を行い、交付の可否を決定します。
- ・ 書面のみの審査となりますので、申請書には、事業の内容や事業計画などをできるだけ具体的かつ詳細に記載し、不備のないよう注意してください。

(審査基準)

項目	具体的着眼点（例）
新規性・革新性	・ 自社でこれまで取り組んでいない新商品や新サービスの開発であり、開発要素はあるか。 ・ 既存商品や既存技術と比較し、性能・品質・コスト等で優れた点があるか。 ・ 自社又は他社の一般的な取組と異なる研究開発であるか。
市場性・成長性	・ 開発する商品の市場は存在するか。 ・ 対象とする市場の動向に関し、客観的なデータに基づき、調査・検討が行われているか。 ・ 具体的なターゲットを想定し、開発する商品がそれらのニーズを満たすものか。 ・ 研究開発によって、自社の事業拡大、利益率や知名度の向上等の競争力強化につながるか。 ・ 研究開発によって、自社が高付加価値企業へ成長できるようなものか。
妥当性	・ 自社の課題が明確に整理されているか。 ・ 課題解決に向けて設定した事業目的や方法に、矛盾や飛躍はないか。
実現可能性	・ 補助事業を円滑に実施できる体制はあるか。 ・ 研究開発が実用化に結びつくものか。 ・ 申請内容及びスケジュールは、具体的かつ合理的か。 ・ 販売先、販売方法等が具体的に計画され、売上見込みは適切か。
地域経済活性化への波及効果	・ 補助事業の成果が地域経済の活性化につながるものか。 ・ 技術の波及効果はあるか。